

船橋市物品調達等競争入札参加者資格審査基準

(目的)

第1条 物品調達等競争入札参加者の資格等を定める公告（以下「公告」という。）に定める資格審査の方法等については、この基準によるものとする。

(資格審査)

第2条 公告に定める適格性に関する審査は、競争入札参加者資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）について、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）並びにその他の資料等に基づき行うものとする。

2 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは不適格とする。

(1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(2) 契約履行に関する誠実性を欠くと認められるとき。

(3) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に定める別表第1の措置要件に該当するとき。

3 申請者が、次の各号のいずれかに該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

(1) 公告に定める有資格者名簿への登載日より前3ヵ年の間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められるとき。

(2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(有資格者の等級区分)

第3条 有資格者の等級区分については、申請者の申請書類に基づいて、別表第1に定める各事項の数値を点数化し、合計点数により等級の格付をするものとする。

(適格組合の特例)

第3条の2 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）が組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る点数審査基準の審査に必要となる書類を提出した場合にあっては、当該適格組合に係る上記その1からその5までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。

(名簿の作成)

第4条 前条の規定により等級の格付をした有資格者については、有資格者名簿を作成するものとする。

2 有資格者名簿は、公告に定める方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 船橋市物品調達等に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和59年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成15年12月1日から施行する。

附 則

この基準は平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は平成29年3月1日から施行する。

別表第1

点数審査基準

その1

営業年数	数値	営業年数	数値
20年以上	10	5年以上 10年未満	4
15年以上 20年未満	8	5年未満	2
10年以上 15年未満	6		

その2

純資産合計額	数値	純資産合計額	数値
1,000万円以上	15	70万円以上 100万円未満	7
700万円以上 1,000万円未満	13	40万円以上 70万円未満	5
400万円以上 700万円未満	11	10万円以上 40万円未満	3
100万円以上 400万円未満	9	10万円未満	1

その3

従業員数	数値	従業員数	数値
100人以上	15	10人以上 40人未満	5
70人以上 100人未満	12	5人以上 10人未満	3
40人以上 70人未満	8	5人未満	1

その4

流動比率	数値	流動比率	数値
100%以上	10	60%以上 70%未満	4
85%以上 100%未満	8	60%未満	2
70%以上 85%未満	6		

その5

売上高	数値	売上高	数値
15,000万円以上	50	1,000万円以上 2,000万円未満	20
10,000万円以上 15,000万円未満	45	500万円以上 1,000万円未満	15
8,000万円以上 10,000万円未満	40	300万円以上 500万円未満	10
6,000万円以上 8,000万円未満	35	100万円以上 300万円未満	5
4,000万円以上 6,000万円未満	30	100万円未満	1
2,000万円以上 4,000万円未満	25		

※ 売上高は、申請書提出直近1期分の額とする。

その6 資格等級区分

等級	評価点数の合計
A	70点以上
B	30点以上70点未満
C	30点未満